

●人口▶308,363人(-119)···男▶145,398人(-28) 女▶162,965人(-91) 10月分 出生▶160人 死亡▶318人 転入▶534人 転出▶495人

●世帯▶136,452世帯(+60)

1年前の人口 311,225人

()内は前月比



●文中「SC」はサービスセンターの略

市役所からのお知らせ

申請をお忘れなく福祉医療費受給者証の

所得などを確認します。 次の①または②に該当するかた は、申請すると「福祉医療費受給 は、申請すると「福祉医療 機関に提示すると、保険診療の自 機関に提示すると、保険診療の自 には、加入している健康保険証や には、加入している健康保険証や

【申請窓口】

…子ども総務課(市役所2階)①子どもの福祉医療制度

…障がい福祉課(市役所1階)②障がい児(者)の福祉医療制度

AX(888)5693

(C) (0000) 15691

FAX(888)5664

*①②とも各市民SC(中央·東部

①子どもの福祉医療制度の対象

0・1歳…全員に入院・通院医療費

制限あり 2~6歳…入院・通院ともに所得す。通院は所得制限あり

なると該当しません なると該当しません なると該当しません なると該当しません なると該当しません なると該当しません なると該当しません なると該当しません なると該当しません

制限がありますのかた。社会保険本人(※)は所得帳1~3級か療育手帳Aをお持ち帳1をお扱い児(者)…身体障害者手

度以外の健康保険の被保険者の体障害者手帳4~6級をお持ちの体障害者手帳4~6級をお持ちのかた。所得制限があります。社会保険本人(※)は該当しません保険本人(※)は該当しません

▼所得制限基準額

乳幼児…0人=40万円、1人=498 (扶養人数=基準額)

小・中学生…0人=26万2千円、1人=305万2千円、2人=345万2千円、3人=38万2千円、2人=345万2千円、3人=38万2千円、2人=34万2千円、3人=36万2千円、4年でいるの所得制限基準額各種控除額と所得制限基準額各種控除額と所得制限基準額と減乏によりである。

外に住民登録をしていたかた・平成30年1月1日に、秋田市以

税を納税しているかたたで、秋田市に住民登録をしているか

の申請はお早めに子育てサポートクーポン

めにお申し込みください。付を受けられていないご家庭は早利用期限は来年3月末。まだ交

万円、2人58万円、3人=54万円

①在宅子育てサポートクーポン

稚園などに入所していないお子さ相園などに入所していないお子され、保育所(園)や幼対象▼平成24年4月2日~30年4

つき1冊交付します 券1枚のセットをお子さん1人に 森山動物園の年間パスポート引換 大大

②多子世帯サポートクーポン

交付内容▼クーポン券30枚を、お え所していない第3子以降のお子 さんと、そのお子さんを含め3人 以上のお子さんがいる世帯 のお子さんがいる世帯

【申請・交付窓口(①②共通)】
子さん1人につき1冊交付します

け付けます。 *①は各市民SC(中央·東部を除 *①は各市民SC(中央·東部を除 階)、子ども育成課(市役所2階)

【持ち物(①②共通)】

保険証、印鑑(認め印)お子さんの名前が記載された健康

必要です。 お子さん全員分の健康保険証が ※多子世帯のかたは、同一世帯の

●問い合わせ 子ども未来センタ

おいしく食べきろう! 食う~べえタイムで

の時間、 開き前 まってからの30分とお る季節です。 う~べえタイム」を実践 を楽しむ時間にする「食 く食べきり、食品 「事をする機会が増 てみませんか。 食べ物を大切に 場 の10分など一定 の仲間や友 自分の席で料理 宴会が

始え

を減らしましょう。 ●問い合わせ

> お ロスい

a(888)570 環境都市推進課

保険給付のなかった

度1年間に、保険給付を受けるこ 診を忘れずに受けましょう。 全員が受診し、国民健康保険税を とがなく、かつ特定健診を対象者 **完納している世帯に、記念品を贈** 度は、特定健診をはじめ各種検 健康の維持・増進のため、 国保加入世帯を表彰 では「健康表彰」として、 年に

呈しました。

問い合わせ

国保年金課 (888) 5630

個人市・県民税(住民税)の税制改正

平成31年度から配偶者 控除と配偶者特別控除 が変わります

配偶者控除》所得割の納税義務 者に所得制限が設けられます 配偶者控除は、所得割の納税

義務者の合計所得金額が900万 円(給与収入1,120万円)以上1,000万円 (給与収入1,220万円)以下で、控除額が 表1のとおり減額されます。

また、合計所得金額が1.000万円を超 えると控除が適用されません。

配偶者特別控除を配偶者の所得 金額の上限が拡大されます

(2) 配偶者特別控除は、所得割の 納税義務者の合計所得金額が 900万円(給与収入1,120万円)以上1,000 万円(給与収入1,220万円)以下で、控除 額が表2のとおり減額されます。

また、配偶者の合計所得金額の上限 が123万円(給与収入206.1万円未満)ま で拡大されます。

表 所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除対象 配偶者の 控除額	老人控除対象 配偶者の 控除額
900万円以下 (給与収入 1,120万円以下)	33万円	38万円
900万円超 950万円以下 (給与収入 1,120万円超 1,170万円以下)	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下 (給与収入 1,170万円超 1,220万円以下)	11万円	13万円

表 2	所得割の納税者の合計所得金額		
2 配偶者の 合計所得金額	900万円 以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下
	■給与収入 1,120万円 以下	■給与収入 1,120万円超 1,170万円 以下	■給与収入 1,170万円超 1,220万円 以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1 万円
123万円超	控除対象外		

*配偶者の合計所得が38万円(給与収入103万円)を超えた場合は、 住民税非課税判定の扶養の人数には含まれません。

- ◆市・県民税の申告をされるかたの問い合わせ=市民税課個人市民税担当☎(888)5476
- ◆確定申告をされるかたの問い合わせ=秋田南税務署☎(832)4121または秋田北税務署☎(845)1161